

瀨瀨厚著 『日本降伏——迷走する戦争指導の果てに——』

藤田貞一郎

一 本書の貢献

第二次大戦における日本降伏の正式文書。一九四五（昭和二〇）年九月二日、東京湾に停泊中の米艦ミズーリ号上で、日本側外相重光葵・参謀総長梅津美治郎、連合国側マッカーサー以下の各国代表が調印。ポツダム宣言の正式受諾、戦闘行為の停止、日本の統治権は連合国最高司令官（SCAP スキャップ）のもとに従属することなどを規定した。

右は、『新版 角川日本史辞典』（角川書店、一九九六年）の該項目（降伏文書）の引用である。——本書の三〇四頁に周知

の写真あり——。この認識は基本的な重要事であり、本書の表題は、この点に焦点を合わせたもので、私も言い知れぬ関心を抱き一読した。八月一五日以前と以後の関連文献を幅広く渉猟した本書は、極めて重要な学問上の成果であること疑いない。だが、「はじめに」の部で左のように記述し、今日の通説に従っているのは、まことに残念である。

それ（満洲事変のこと、藤田注）は、戦後の歴史研究のなかで「日中一五年戦争」と呼称される、日本と中国の長い戦争の始まりであった。満洲事変は、次いで日中全面戦争（一九三七年七月七日）に発展し、一九四一（昭和一六）年二月八日、対英米戦争（＝太平洋戦争）

と続いていく。これらの戦争を一括りにして「アジア太平洋戦争」とする呼び方が段々と普及してきた（二頁―以下いずれも本書の該当頁を示すことにする）

「日本の戦争指導の主体と、その特徴を明らかにしたいと思う」や、「日本の戦争指導を追うことは、戦前期日本国家自体が抱えた矛盾や課題を指摘することにもなるはずである。これは本書を貫く基調である。」（二頁）と言う本書が、通説にただ従う感があるのは、残念というほかない。丸山眞男が不朽の名著『現代政治の思想と行動』で「無責任の体系」と名付けた、明治期以後の臣民国家日本社会の特質を解明することは、これでは不可能であるからである。

「天皇の政治権力は敗北によって失われたが、天皇の権威は聖断という政治的儀式によって逆に倍加される機会を与えられたのである。」「聖断は戦争責任を棚上げしたばかりか、天皇制機構を戦後における新国家体制へスライドさせるうえで重要な役割を担ったことである。」（三〇二頁）と、戦後をも射程距離内に収めた、まことに見事としか言いようのない、極めて犀利な分析・記述があるが、私は訓詁学を方法論として、以下、本書の貢献を望蜀の念を交えながら概説したい。

第一章 開戦を躊躇う／＼入り乱れる思惑は、「一九四五年

年八月一五日の日本降伏に至る道程は、近代日本政治の実態を余すことなく示す。」として、「紆余曲折を経ながらも混乱と対立の背景には、戦争終結のための国家戦略なり、強力な指導者が不在であったという日本の権力構造の複雑さ、あるいは特殊性があった。」として、「一体、戦争終結の担い手は、誰だったのか。それは、極めて重要な問題である。」（二二頁）と明言する。第八章で扱う重臣・宮中グループに支えられた天皇の聖断へ向かう方向が示唆される。本章では「日本海軍の首脳たちの時局認識がどのようなものであったのかについて、「高木惣吉史料」（二三頁）を参考ににする」―高木は海軍大佐、後に少将に昇進―。ここで、「海軍の国家目標」は、「海軍は明治建軍から始まる陸海軍の懸案事項でもあった陸軍の「大陸国家論」と海軍の「島帝国論」とをめぐる論争の延長上に、陸軍の国家戦略に不同意を示す。」（二五頁）と、八月一五日に至る迄の、陸軍と海軍の不和の基本線を明らかにしている。

海軍もまた「一、日支事変の速戦即決、一、事変後に於ける日滿支三国互助連環体制の整備」（二二頁）を構想する所があり、「開戦に躊躇する天皇」（三七頁）、「天皇の苛立

ち」(四四頁)を生み出す。

ここで漢語由来の臣民国家日本の天皇とは、いかなる存在であったかという重要な基本課題が出て来ざるを得ない。

第二章 迷走の始まり―陸海軍間の角逐と妥協―は、及川海相の和戦併用論を取り上げ、「東条の交渉継続否定論と及川のいわば和戦併用論は、いずれも交渉妥結のために陸海軍の一致した対応を期待していた近衛」(四八頁)の動きを描き、「一九四一(昭和一六)年も九月に入ると、近衛の

日米交渉にかける期待感はずいぶん薄らいでいく。近衛首相は、同年九月末に富田健治内閣書記官長や鈴木貞一企画院総裁らとの懇談の席上、「国交調整も撓取らず国内状況も逼迫し政権投出しが出来ればこれに越したことはないが」と内閣総辞職の気持ちあることを吐露していた。」(四六頁)

と、状況を説明。ついで、「東条英機への大命降下」(五三頁)により、一九四一(昭和一六)年一〇月一八日東条内閣が成立。これについては、「天皇は日米交渉への悪影響を熟知しながら、(中略)まさにその時期に最強の撤兵反対論者を首相に選任したという事実そのものなかに、日米開戦への天皇の意思が示されている、と捉えられても仕方のないことであった。」(五七頁)と、著者は明言し、八月一五日

の聖断に至る迄の度重なる天皇の躊躇の動きを先取りして記述する。「まさに東条は、天皇の忠実な代行者であった。」(六二頁)のだが、ここで考え直さなければならぬ問題がある。著者も言う「無論、天皇制国家機構の原理である権力の分立性」(五二頁)という言葉である。果してそうなのか。ここで肝心なのは統帥権である。『新版 角川日本史辞典』の該当項目から引用する。

軍隊を指揮・命令する機能。『大日本帝国憲法第十一條』において天皇の大権と規定。統帥権の行使は国務大臣の輔弼や議会の拘束をうけず、天皇みずからが独立して運用することから「統帥権の独立」と称された。天皇の統帥権を輔翼するのはおもに軍令機関(参謀本部・軍令部)であるが、陸・海軍大臣にも軍令機関の長と同じく帷幄上奏権があたえられ、統帥権輔翼機関としての性格を有していた。しかし、国務の輔弼とは異なり、統帥権は軍令機関等に委任されたものではなく、あくまでもその長は天皇の命令の伝達者の地位にあった。

天皇を大元帥と称する表現も生れて来る。

「日本降伏」という厳然たる事実のなかで、「八月一五

日」を「終戦」とする価値中立的な呼称で、「日本敗北」の歴史事実を記憶に留めておくべき責務のようなものを私たちは放棄してはならない。」(三二二、三二三頁)と「おわりに」で著者は記しているが、私は八月一五日の聖断は決して価値中立的な呼称ではあり得ないと思う。それは、大元帥たる天皇が全軍に戦闘停止命令を出したことを示すだけで、その点で臣民国家日本の特質を示しているのである。日本降伏はあくまでも、九月二日の降伏文書の調印によって、国際上公認されるのである。

第三章 混乱を深めるゝ硬直する戦争指導ゝは、「海軍としては、この政局の変転のなかで陸軍の流れに乗ることで、陸軍との対立を回避することが最も優先すべき課題であった。」(六五頁)として、混乱を深める日本の戦争指導体制を描く。「二八七八(明治二二)年一二月の参謀本部の設置を契機とする、軍政機関(≡陸軍省)と軍令機関(≡参謀本部)との機構的・機能的分離は、その後において軍事機構の政治機構から独立を方向づけた点で重大な事件であった。」と指摘し、「軍令権(≡統帥権)の軍政権からの分離」を意味する「統帥権の独立」(七四頁)を、重要な史実とする。

その上で「政戦両略の不一致、あるいは国務と統帥の対立・抗争こそ多元的国家機構を特徴とする天皇制国家の矛盾が露呈されたものでもあった。そうした矛盾を克服する方法は、天皇の権威に依拠するほかに、戦争指導体制の混乱・不統一という問題と同時に、そこに強力な戦争指導を遂行する真の実力者としての天皇および天皇側近連の存在が戦争末期に浮上してくる素地があったのである。」(七六頁)と、爾後の展開を与示する。先に触れた統帥権の独立は、まことに重要な機構上の事実であり、東条打倒をめぐっても、「その過程で東条側にせよ、反東条側にせよ、他方を圧倒するためには、結局、天皇という絶対的権威に頼るしか方法がなく、あらためて天皇の実質的な意味における権限の強大性と絶対性が認識され、これ以後の「終戦」工作過程においても、この天皇の権威と権限をどう現実の政治過程に活用していくかが、大きな焦点となっていくことをあらためて予測させた」(一一三頁)と、言う。ただし、私は「敗戦過程と聖断によるポツダム宣言の受諾≡無条件降伏の決定という流れ」(一一四頁)とする著者の見解は、万世一系の天皇を護持する国体維持を最後迄守り抜いた史実を軽視させる恐れがあると思う。

第四章 抗争を繰り返す迷走する戦争指導は、「(東条内閣―藤田注) 退陣の方向に向ける条件づくりが必要なこと」などをめぐって、「天皇は退位して皇太子が天皇に即位すること、その場合は高松宮が摂政となること」(二〇五頁)などが話し合われることもあるが、著者は一貫して、迷走する戦争指導体制を描いて行く。「ここでは東条内閣総辞職以後の動きを、終戦工作の開始という観点から」叙述し、「天皇としても政界上層部の反東条運動をものはや無視できなかった」として、「東条はついに天皇に見離され」、「二年一月一八日に総辞職した。」(二一五頁)とする。

ここで、「有力な貴族出身として天皇制を擁護する責務を痛切に感じていた近衛」の「東条英機に代表される統制派」に対する、「皇道派系軍人にシンパシー」(二一九頁)が明示される。

「近衛としては、いずれ日本が敗戦に追い込まれた場合、国体護持のためには、戦争責任者の確定が必要となることを予測し、その場合、皇室にその責任が及ばないために開戦時の首相でもある東条に一切の責任を負わせることが得策とする考え」(二二九頁)を抱いていたとする。

東条は天皇に結局、見離され辞職するのだが、「どの時点で何を契機に、天皇が東条を見離すための手立てを講ずるか」が、問題であった。というのも、「依然として東条に未練を残し、同時に一定の戦果を挙げてからでないと、早期和平に気乗り薄であった天皇の姿勢を変えていくのは、容易でない」と予測されていた。「この天皇の早期和平を躊躇する姿勢は、東条退陣後も続き、「終戦」工作が本格化した翌一九四五(昭和二〇)年初頭の段階でも原則的に何ら変わることはなかった。それは、沖繩戦への天皇の過度の期待となつて現れ、同時に「終戦」工作の実現を大幅に遅らせる最大の原因ともなったのである。」(一四一、一四二頁)と明言し、古代以来の神話を背負つた天皇が、聖断に基づいて「詔書」を読みあげることになる爾後の歴史を説明して行く。

第五章 動揺する重臣たち―戦争の継続か終結か―では、「打倒計画なるものが、実行者たちの意思が固められて一致していたわけではないこと、ここでは実行者たちのあいだにも戦争の継続と終結の目安を何処に求めるかをめぐり、混乱と動揺が絶えず浮上してきたことを明らかにする。」(四四五頁)

近衛は、戦争責任の所在を東条の戦争・政治指導のなかに求め続けて、「停戦の詔勅」を構想、「これにより皇室と臣民の関係を良好にし、思想悪化、革命勃発による国体の危機を多少にても緩和し得べきか」として、「停戦は速やかなるを要す」理由は「只々国体護持のためなり」（二四六頁）と断言している。

東条内閣総辞職後、朝鮮総督であった小磯国昭が後継首相に就任するが、元来、「予備役に編入されていた小磯を朝鮮総督に抜擢し、中央政界に進出する機会を与えたのは東条であった」（二五八頁）。小磯は「確かに統制派人脈に属してはいたが、当時の政治姿勢は明瞭でなく、肝心の戦争指導の抱負がどのようなものであったか、全く不明であった。それだけに、いずれの陣営からも都合よく解釈され、利用される可能性は大であった。」（二五六頁）。この「小磯内閣下でもかく「終戦」に向けての動きが始めたことは注目に値する。」（二五〇頁）と説く。「戦争終結対策の眼目は国体の護持に在る。」（二五一頁）という高松宮の終戦工作方針が、そのはしりである。

そうした中にあっても、「天皇はあくまで戦意を喪失しておらず、基本的には一大戦果を挙げないうちには、戦争終

結への決断を下す意思は全くなかったといつてよい。」（一七五頁）とする。「近衛が上奏文において、国体護持を究極の目的とするならば、早期の戦争終結の方途を講ずるべきだと強調」（二八一頁）したにもかかわらず、引続く「天皇の一撃論と、早急な戦果獲得を期待する無謀な戦争指導が、沖繩の運命を決定したのである。」（一八五頁）との語で、第五章は終る。

第六章 戦争終結に舵を切る―終戦工作の開始と展開―
（終脱カ）
は、「戦前最後の首相となった鈴木貫太郎海軍大将が、大命降下を受けるに至るまでの経緯から始」まり、近衛の「我
国体から考へて申し上げても、御上が御許しなくば如何とも難しい。狂気、に指導されている今の状態を考へると、どうも厭世的にならざるを得ない。」（一八六頁―傍点引用者）と、天皇自身戦争終結への意欲を持たない限り、政策転換は不可能であると認識していたという。

「その天皇がしだいに終戦工作に関心を示し始めるのは、五月に入り、沖繩戦で日本軍の敗北が決定的となり、さらにドイツが連合軍に無条件降伏（五月七日）してからであった。」（一八七頁）とする。しかし、その「天皇が鈴木内閣成立当初よりすでに政策転換の意思を固め、鈴木も当初か

ら和平内閣として自らの内閣を位置づけていたとは思われない。」(一九二頁)とする。

「天皇の直接的な関与を受ける形での終戦工作しかあり得ないところに来ていた。」(二〇八頁)ということから、「対ソ和平工作という錯誤」(二二二頁)も起き、近衛文麿をソ連派遣特使への就任を要請する事態が記録される。

一方、六月になると「天皇は主導権を発揮し、最も強い抵抗が予測された陸軍主戦派に戦争終結方針への同意を強要」(二二三頁)するに至る。

「天皇は、軍部を切り捨てて、早期の戦争終結こそが国体護持の最善の方法と説いていた近衛の見解に同意し、その近衛を天皇の代理として対ソ交渉の前面に押し出した。」(二二二頁)とする。天皇の親書は「天皇の地位および天皇

の将来についての保証をとりつけることが交渉条件の第一にあり、連合国側の無条件降伏の要求について、その確証が得られないうちは戦争終結を決断できないでいる日本側の立場を伏せたまま、和平交渉進展の障害は一方的に英米側にあるとする。」(二二四頁)ものであったという。

第七章 昭和天皇を動かす―聖断方式採用の背景―は、戦局の悪化が表面化して来た一九四四(昭和一九)年一〇月段

階まで時間軸が戻り、論考は進む。

「レイテ島での大敗北と前後して重臣や皇族のなかには「国体」の危機到来の認識が深まり、賀陽宮は、近衛との懇談の席で、「これ以上戦いを継続することは我国体に傷つくるのみにて、何等益なきを以て、重臣等は転換に努力すべき」であると発言していた。」(二二五頁)とする。この認識は近衛の発言にも脈打っていて、昭和二〇年一月二二日の史料にも明瞭であるが、その一節で「支那事変を拡大し、対英米戦を誘発したる張本人の陸軍が依然として残つて居たのでは誰が出ても收拾は出来ぬ」(二二六頁)と、近衛は言っていて、陸軍主戦派の権力奪取の方策を追求する。

天皇の継戦意思には根強いものがあつたが、近衛は上奏文で「敗戦(此の言葉は言上の時危機と改めたり)と遺憾ながら最早必至なりと存候」(二三〇頁)と発言する。「天皇は期待していた沖繩戦が完全に敗北のうちに終わり、沖繩がアメリカ軍の手に落ちる状況を見て、急速に「終戦工作」を支持するようになった。」(二二七頁)とする。

揺れ動く天皇の判断の下、ポツダム宣言の受諾に至るが、天皇は国体護持にこだわり続ける。八月九日の最高戦争指導会議構成員会議でも、無条件受諾か有条件受諾かをめぐ

り議論となり、国体護持だけを留保条件として無条件降伏という選択を選ばないことに落着く(二六〇頁)。

著者は「近衛は終始政策転換のキーパーソンが天皇をおいて他にないことを認識して」(二六三頁)いたとして、近衛の思想と行動を把握しているが、私たちは臣民国家日本の思想と行動を理解するに当り、キーパーソンは天皇であったと把握する必要があると考える。―「国王は統治す、施政せず」とは「英国憲法」の「法語」としてあまりにも日本ではその言葉通りに諒解されている誤りについては、伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』(名古屋大学出版会、二〇〇五年)の五二二頁の「徳富蘇峰のイギリスの立憲君主制イメージ」に、説得力ある記述がある―。

第八章 動揺と決断と―「聖断」決定の経緯―は、誰が聖断の執行者であるかを論じる。本書の副題に「迷走する戦争指導の果てに」とあり、また丸山眞男により無責任の体系という表現が使われる日本社会であるが、所詮人間の集まりである以上、誰かが決定権を持ち、それを行使する。それが天皇なる人物である。機能不善に陥った徳川將軍権力の体制は、「御一新」の期待の下に新しい体制を模索する動きを生み出す。その中から、古代以来の神話と漢語由来

の概念・用語を基軸とする天皇制臣民国家が誕生したことを見誤ってはならない。この点は、イタリヤでムツソリーニが権力を剝奪される過程と比べて見ればよく分る筈である。

「聖断方式の採用を迫ったのは、高松宮、近衛、細川ら政局指導の圏外に置かれた、いわば天皇の側近宮中グループであった。」(二七二頁)。

深夜の御前会議が開かれ賛否相次ぐなか、天皇の思召しという形で出席していた枢密院議長平沼騏一郎は東郷外相の「三国共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国家統治の大権に変更を加ふる要求を包含し居らざることの了解の下に日本政府は之を受諾す」(二七三頁)とする提案に賛意を表し、国体護持の重大性を説く。この会議の場で、次のような発言が記録されている。「陛下は皇祖皇宗に伝へる責任あり(中略)唯国体の護持は皇室の御安泰は、国民全部戦死しても之を守らざる可からず聖断に依って決せらる可きものと認む」(二七七頁)。

かくして、聖断によるポツダム宣言受諾が決定される。一日午前二時三〇分のことであつた。この後も天皇の動揺と変節があるが二度目の聖断が下り「終戦の詔書」が下る。

そこには、「朕は茲に国体を護持し得て忠良なる爾臣民の赤誠に信倚し爾臣民と共に在り」との文言がある。

「聖断」の位置という一節(三〇一頁)で、著者は「旧憲法における天皇大権のあり様からして、天皇は、本質的には国家意思の決定主体とはなり得ない存在であった。それにもかかわらず、聖断という旧憲法の規制をも踏み越えた形式によってしか、日米開戦を決定し、アジア太平洋戦争を終結に持ち込むことができなかったことは、天皇の大権を代行する政治・軍事機構が、その内部調整と統制に行き詰ったとき、最終的には天皇の權威を背景とする調整と統合に依存するしかない国家体制であったことを具体的に示すことになった。」と、私たちが日本社会論の通念を再考せざるを得ぬ言説を記している。

昭和一〇年代に限らず、その元年以来度々首相は交代したが、その地位を一貫して保った人間は天皇であったことを忘れてはならない。

二 望蜀の念

先ず臣民国家日本の国家意思の決定機構を、天皇なる漢語概念・用語の再考から始める。

東郷外相の「国体護持」だけを留保条件とする以外は一切の条件付けを不可とする一条件降伏と有条件の方針には何らの疑問はないものの「そればかりか条件をひとつに絞るか、四条件(一、皇室確認 二、自主的撤兵 三、戦争責任者の自国においての処理 四、保証占領せざることに)にするかで堂々めぐりの論戦」(二六〇頁)が展開された。

要するに、一条件にしる四条件にしる国体護持と皇室の安泰だけが、関心の中心であった。中華文明の支配する北東アジアの辺境社会に成立する天皇称号は、近世末期・近代日本に古代以来の神話を背負って新たに復活する。一三世紀以来、天皇は存在しなかった社会に、天保一一(一八四〇)年、光格天皇の諡号が復活してからのことである。こうした問題については、拙著『領政改革』概念の提唱 訓詁学再考(清文堂出版、二〇一一年)に詳論した。

ここで考えるべきは、近世日本の権力構造と近代のそれとの相異である。近世の將軍権力は公儀として全土に君臨したが、機能不善に陥り広く唱われた御一新の声の中から新たに臣民国家日本の権力として近代日本の天皇権力が育つて来る。拙論「支那事変」から「大東亞戦争」へ(『経済史研究』一七号)で述べたように、日本臣民国家は、日本型

中華意識を旨とする徳川公儀体制とは異なる、李朝鮮と清朝中国との国際関係の構築を一貫して追求し、遂には当時の国際条約を無視し、唯我独尊の行動を展開することになった。

著者は「おわりに」で「第一に指摘すべきは、ある意味で偶然的の積み重ねのなかで開始された戦争目的が、極めて曖昧模糊としたものであったことを確認できることである。」(三〇七頁)、「第二に指摘すべきは、戦争目的(この場合は政治目的と言い換えてもよいが)の不明確さに絡め、戦争指導それ自体も結局は、各組織や一政治家、一軍人の思惑に左右されて一貫性や戦略性を著しく欠落させた内容に終始したことである。」(三二〇頁)と結論するが、これには、望蜀の念を覚える以上に、私はすこぶる疑念を抱く。白馬に跨がる軍服姿の天皇の写真とともに今、私の脳裡には子供心に覚えた旋律と歌詞が蘇えっている。

天に代りて不義を討つ

忠勇無双の我兵は

歓呼の声に送られて

今ぞ出立つ父母の国

勝たずば生きて還らじと

誓ふ心の勇ましき

(二〇一四年五月七日)

瀨瀬厚著『日本降伏―迷走する戦争指導の果てに―』(日本評論社、二〇一三年二月八日刊、四六判、v + 三三二頁、本体価格二、二〇〇円)

(ふじた ていichろう・同志社大学名誉教授)

